

革命假政府は前代議士連に、前政府が交附した彼等一人々々の賃費三十五コントス³を、吐き出させた。是れを端著に、革命假政府は前代議士連に、前政府時代、お上の金を胡麻化し、浪費したり、失敬したり、吐き出させる事にしてゐる。

それで臨時會計検査委員を、各州、各市郡役場に任命して、その運びを捲つて居る。

下痢病は、生理的に、喰つたものを下痢させようとするのも、下痢病は、生理的に、喰つたものを下痢させようとするのも、無理のない事だが、今度の革命政府のは、ブルガニア等の生や死しい事でなく、私財をなげ出させて、生や死しい事でなく、私財を肥してゐる役人連中を調べ上げ、彼等の私財を抛つても吐き出させる事にしてゐる。

聖書新報

はき出し物

社説



Semanario de S. Paulo

Rua Platão, 4-15, 4-72
Caixa Postal, 58 BAURU

Director Redactor ROCO KOWYAMA

ASSIGNATURA

Ano 288000
Semestre 168000
Trimestre 885000
Mes 35000
Semana \$5000

一年前後金六千五百元

正主金一千五百元

番山六郎

主編編輯人

第三段段長金一千五百元

第三

俗物と豪傑と聖人 森 虛 無 男

第二の豪傑的擴張に例を探れ
は、廣大なる土地を自己の物にしてそ
大地主と成り、巨萬の黄金を蓄
積して大富豪となり、或は一國
を我物にして大統領と成る等、
而て他物を自己の物にしてそ
ての目的が達せられるのである。
「成功」とは現代流行語(殊に
在同胞間)の一つであるが、
それは普通この豪傑的擴張を意
味して居るのである。乍然それ
は眞の成功とは謂はれない。何
故なら、一時は全歐洲を我物
にした大ナポレオンでさへ眞の
満足は出来得なかつたではない
か。廣大無邊の宇宙の一球上
に生を享け、僅か五十年か六十
年の短い時間の中に、如何に死
物狂になつて努力を傾けても、
宇宙を我物にせんなどは到底夢
想だに出来得ぬ事である。

然らば宇宙の大擴張は絶対出
来得ねばあらうか。否、人間が
死に對する惱がある以上必ず出
來得可き事が出來得ぬ時に生ず
るのが惱であるからである。
例へば我々一般青年の惱の主
なるものは、色情の惱、即異性
に対する惱よりも推して、靈魂の不滅、死後の生活等を證
明して居るが、私はそれは眞の
成功に到達せんとして、爲得ざ
苦勞を求めるのである。

然らば死を自覺した時に生ず
る惱は如何なる所から出發して
居るのであらうか?

世の宗教家や神靈派哲學士等は
この死に對する惱より推して、
靈魂の不滅、死後の生活等を證
明して居るが、私はそれは眞の
成功であると信じて居る、即
宇宙大ならんととする生命の動が
死といふ事に因つて、そ止され
る時に生ずる惱であると思ふ。
然らば、その出来得ねばなら
る惱であると云ふ疑問

擴張とは前にも述べた通り、
他の物を自己の物にして、その
目的が達し得られるのであって
その究極は自他一體に在るので
ある。故に自他一体に成り得た
ものが究極的擴張、即、眞に成
功を得た時である。

然らば、如何なる方法で自他
年の経験によつて古着の通とな
るのを、

第一體に達するのか? それは至つ
て簡単である。即、自他の境界
を除去すれば自他の融合が出来
得る道理である。

然らば、自他の境界とは何ぞ
や、と云へば、それは肉體的情
感であると思ふ。故に肉體的情
感の抑制は吾人の究極的擴張に
眞の成功は善人在るのである。
故に、食慾や性慾の爲に貢助し
て、人生を過す人間は野獸よりも
のである。即、善な人間の爲に貢
助する事は野獸の爲である。

吾人々類の目的は最高擴張、
即、聖人在るのであるから肉
體的刺戟や物質的成功に依つて
は、眞實の満足は絶対に出來得
ない。

彼の不世出の英雄、物質的成
功主義者等は、その執る所の
手段に依つてその行ふ行爲に依
つて、その究極的理想に到達出
來得るや否や、に付て考へねば
ならぬ。

即、世界文質文明は彼等の無限

の人慾より出發した諸努力の

昭和六年度徵集延期願ノ關スノ告示

昭和六年一月三十一日迄ニ在帝國外徵集延期願ノ申告書ヲ差出スヘシ

記

告

示

三、在帝國外徵集延期願ノ關スノ告示

昭和六年十二月一日迄ニ生レタル者ハ(即今回初メテ徵

集延期ヲ願ハントスル者)在帝國外徵集延期願ノ一月三

十一日迄ニ差出スヘシ(書式參照)

二、在留申告書既ニ徵集延期ノ許可ヲ受ケタル者ニ

シテ續々昭和六年度徵集延期ヲ願ハントスル者ハ在留

申告書ヲ一月三十一日迄ニ差出スヘシ(書式參照)

但シ昭和六年十二月一日ニ年齢三十七年ヲ過クルモノハ

在留申告書ヲ提出スル要ナシ

四、在留申告書及在帝國外徵集延期願ノ直接管轄公官ヨリ

本人ノ本籍地府縣廳宛四月十五日迄ニ差出スル機發送ス

メラ要スルニ付必ズ一月三十一日迄ニ提出スルコト

期日後ノ願出ハ之ヲ受理セズ

五、手數料付ノ手札モ願書ハ必ず正副二通送付スルコト

返信料郵券三〇〇レーピコト専同ノコト

六、在帝國外徵集延期願ノ在留申告書ハ各管轄在外公館宛

提出スルコト

七、在留申告書及在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

一、在留申告書

一、本籍地

一、現住地

昭和年月日

木人

氏名(印)

(證明餘白ヲ存シ置クヘシ)

八、聯隊區徵兵官

昭和五年十一月

本人

氏名(印)

(證明餘白ヲ存シ置クヘシ)

九、在帝國外徵集延期願

一、在留地

伯國州線耕地

一、帝國內出發年月日

右ノ通り帝國外ノ地ニ在留中ニ付キ兵役法第四十二

條ニ依リ徵集延期相成度候也

十、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

十一、在留申告書

十二、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

十三、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

十四、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

十五、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

十六、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

十七、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

十八、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

十九、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

二十、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

二十一、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

二十二、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

二十三、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

二十四、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

二十五、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

二十六、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

二十七、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

二十八、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

二十九、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

三十、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

三十一、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

三十二、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

三十三、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

三十四、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

三十五、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

三十六、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

三十七、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

三十八、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

三十九、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

四十、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

四十一、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

四十二、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

四十三、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

四十四、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

四十五、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

四十六、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

四十七、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

四十八、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

四十九、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

五十、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

五十一、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

五十二、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

五十三、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

五十四、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

五十五、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

五十六、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

五十七、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

五十八、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

五十九、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

六十、在帝國外徵集延期願ノ様式左ノ如シ

</div

